

## 8/27 改訂版 保護者のみなさまへお願い

令和2年8月27日 久米島町教育委員会

コロナウイルス感染拡大防止のため、保護者のみなさまのご協力をお願いします。  
この通知はご家庭内の見える場所にはる等、いつでも確認できるようにしてください。

※この文書は8/13に配布の前回文書と差し替えてくださるようお願いします。

次の場合は速やかに学校へ連絡してください。

①保健所または医師等から検査を指示された場合

②感染者（陽性）と診断された場合。

③濃厚接触者に特定された（同居の家族が感染した）場合。

※②③については、夜間や休日など、学校と連絡が取れない場合は下記へ連絡してください。

保護者からの連絡がない場合、対策が遅れ、感染が拡大する恐れがあります。

**仲里庁舎 098-985-7121** ※閉庁している時間帯でも警備員が対応します。

電話の際には次のことを伝えてください。

①学校名 ②幼児児童生徒氏名 ③保護者連絡先

学校から折り返し保護者へ連絡するよう手配します。連絡がつく番号をお知らせください。

### 学校（園）における出席停止・休校等の取り扱い

幼児児童生徒が以下の状況の場合は原則、以下の通りの対応をします。

	状況	出席停止等の取り扱い	学校（園）の対応	
			在籍校（園）	それ以外
①	感染 （陽性と診断された場合・無症状も含む）	治癒するまで <b>出席停止</b>	5日程度の臨時休校	通常通り
②	感染疑い （検査を指示された場合）	<b>陰性確認後、症状がなくなるまで出席停止</b>	<b>通常通り</b>	通常通り
③	濃厚接触者に特定	<b>出席停止</b> ※保健所が自宅待機を求めた期間（2週間が基本）	状況により、臨時休校もしくは通常通り	通常通り
④	発熱などの症状がみられる	症状がなくなるまで <b>出席停止</b>	通常通り	通常通り
⑤	幼児児童生徒に症状はないが、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる	<b>状況により出席停止</b>	通常通り	通常通り

上記①～⑤以外の場合で登校について不安がある場合はご相談ください

R2.7.21沖縄県教育委員会作成ガイドラインを参考にして作成

※⑤については同居家族に渡航歴がない場合、本人に症状がなければ出席できます。

※学校の臨時休校の規模や期間については、保健所の助言のもと、教育委員会が判断します。

※状況により、臨時休校の範囲が変更される場合もあります。

※教職員が感染した場合も上記に準ずる対応をします。